

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部 第8回本部員会議

次 第

日時 令和2年4月23日（木）

午後2時30分から

場所 別館9階 特別第1会議室

1 開 会

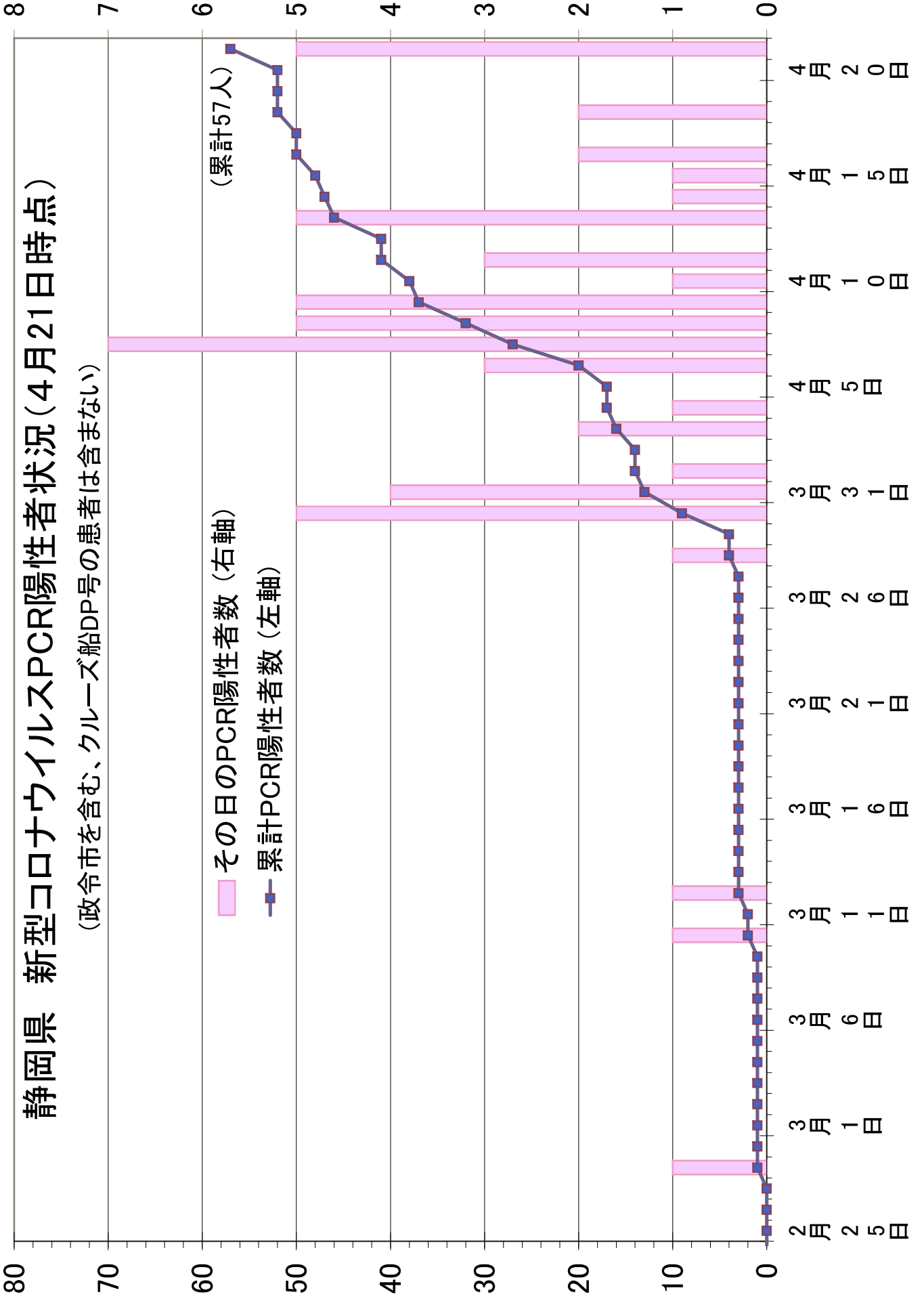
2 議 事

- (1) 新型コロナウイルス感染症の県内の状況 : 資料1
- (2) 県内への流入抑制対策 : 資料2
- (3) 特措法に基づく緊急事態措置に係る休業要請と支援策（案） : 資料3

3 知事からの指示

新型コロナウイルス感染症の県内の現状（令和2年4月23日）

区 分	状 況												
1 患者発生状況	<p>県内発生患者 57 人 うち 21 人退院（4/21 現在）</p> <p>月別新規患者数の発生状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>2 月</th> <th>3 月</th> <th>4 月</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 人</td> <td>10 人</td> <td>46 人</td> <td>57 人</td> </tr> </tbody> </table>	2 月	3 月	4 月	合計	1 人	10 人	46 人	57 人				
2 月	3 月	4 月	合計										
1 人	10 人	46 人	57 人										
2 入院者数	<p>県内感染症指定医療機関等の入院状況（4/21 現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>感染症指定 医療機関</th> <th>一般病院</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療機関数</td> <td>8 施設</td> <td>5 施設</td> <td>13 施設</td> </tr> <tr> <td>入院患者数</td> <td>25 人</td> <td>8 人</td> <td>33 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>（3 名自宅待機中）</p>		感染症指定 医療機関	一般病院	計	医療機関数	8 施設	5 施設	13 施設	入院患者数	25 人	8 人	33 人
	感染症指定 医療機関	一般病院	計										
医療機関数	8 施設	5 施設	13 施設										
入院患者数	25 人	8 人	33 人										
3 PCR検査件数	<p>2,307 件（1/22 から 4/22 まで）</p> <p>県 1,134 件 静岡市 598 件 浜松市 575 件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3 月 1 日～31 日 平均 21 件/日 ・ 4 月 1 日～22 日 平均 69 件/日 ・ 地方衛生研究所 3 施設で平日通常 114 件測定可能（民間検査機関を含め 389 件/日測定可能） 												
4 帰国者・接触者相談センター相談受付件数	<p>27,958 件（2/10 から 4/21 まで）</p> <p>県 14,704 件 静岡市 5,933 件 浜松市 7,321 件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3 月 1 日～31 日 平均約 280 件/日 ・ 4 月 1 日～21 日 平均約 760 件/日 												
5 帰国者・接触者外来受診人数	<p>1,243 人（2/10 から 4/21 まで）</p> <p>県 765 件 静岡市 145 件 浜松市 333 件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3 月 1 日～31 日 平均 11 件/日 ・ 4 月 1 日～21 日 平均 41 件/日 												
6 帰国者・接触者外来設置状況	28 医療機関に設置（4/23 現在）												
7 入院受入可能病床	<p>現状 46 床（第二種感染症指定医療機関）</p> <p>一般医療機関 41 床がトイレ付個室で条件に適合</p>												



新型コロナウイルス感染症（国内事例）の状況（PCR検査陽性者数の累積）（単位：人）

	4月20日（月）		対前日比	人口一万人当たり	うち現在入院等		うち退院		うち死亡	
	662	20			0.900	621	94%	32	5%	9
埼玉県	683	22	1.090	598	88%	77	11%	8	1%	
千葉県	3197	102	2.300	3119	98%	59	2%	19	1%	
東京都	802	18	0.870	695	87%	88	11%	19	2%	
神奈川県	1297	85	1.470	1051	81%	233	18%	13	1%	
大阪府	524	11	0.980	442	84%	65	12%	17	3%	
兵庫県	524	8	1.030	424	81%	87	17%	13	2%	
福岡県										
北海道	451	17	0.880	262	58%	171	38%	18	4%	
茨城県	143	4	0.500	121	85%	16	11%	6	4%	
石川県	180	2	1.580	162	90%	14	8%	4	2%	
岐阜県	139	0	0.700	112	81%	24	17%	3	2%	
愛知県	406	5	0.540	313	77%	66	16%	27	7%	
京都府	259	8	1.000	177	68%	77	30%	5	2%	
青森県	22	0	0.180	13	59%	9	41%	0	0%	
岩手県	0	0	0.000	0	-	0	-	0	-	
宮城県	84	1	0.360	76	90%	8	10%	0	0%	
秋田県	16	0	0.170	11	69%	5	31%	0	0%	
山形県	64	3	0.590	49	77%	15	23%	0	0%	
福島県	64	2	0.350	50	78%	14	22%	0	0%	
栃木県	49	3	0.250	41	84%	8	16%	0	0%	
群馬県	124	2	0.640	105	85%	14	11%	5	4%	
新潟県	56	0	0.250	27	48%	29	52%	0	0%	
富山県	114	22	1.090	104	91%	8	7%	2	2%	
福井県	113	1	1.470	83	73%	26	23%	4	4%	
山梨県	49	0	0.600	40	82%	9	18%	0	0%	
長野県	52	0	0.250	46	88%	6	12%	0	0%	
静岡県	52	0	0.140	44	85%	8	15%	0	0%	
三重県	39	3	0.220	27	69%	11	28%	1	3%	
滋賀県	72	1	0.510	58	81%	13	18%	1	1%	
奈良県	64	2	0.480	49	77%	14	22%	1	2%	
和歌山県	46	0	0.500	25	54%	20	43%	1	2%	
鳥取県	3	0	0.050	3	100%	0	0%	0	0%	
島根県	16	0	0.240	16	100%	0	0%	0	0%	
岡山県	19	0	0.100	15	79%	4	21%	0	0%	
広島県	137	5	0.490	125	91%	12	9%	0	0%	
山口県	30	0	0.220	15	50%	15	50%	0	0%	
徳島県	3	0	0.040	0	0%	3	100%	0	0%	
香川県	26	1	0.270	25	96%	1	4%	0	0%	
愛媛県	46	1	0.340	34	74%	9	20%	3	7%	
高知県	69	1	0.990	45	65%	22	32%	2	3%	
佐賀県	17	0	0.210	16	94%	1	6%	0	0%	
長崎県	17	0	0.130	13	76%	4	24%	0	0%	
熊本県	40	1	0.230	32	80%	7	18%	1	3%	
大分県	55	1	0.480	35	64%	19	35%	1	2%	
宮崎県	17	0	0.160	13	76%	4	24%	0	0%	
鹿児島県	10	2	0.060	9	90%	1	10%	0	0%	
沖縄県	121	6	0.830	107	88%	11	9%	3	2%	
総計	10973	360	0.870	9448	86%	1339	12%	186	2%	

(案)

県境をまたいで移動しようとしてされている方へのお願いです!!

全都道府県に緊急事態宣言が発令され、新型コロナウイルス感染症対策として、**県境をまたいだ不要不急の移動を控えるよう、国民に対し要請**されています。

あなたの大切な方を守るためにも、私たちがワンチームとなって、感染拡大防止のための行動をとるときです。

★以下のルートによりUターンをお願いします!!

配布箇所に応じた
Uターン経路図を
記載



★ご協力誠にありがとうございます★

新型コロナウイルス感染症が収束したときの来訪をお待ちしております m(_ _)m

静岡県

道路の通行制限

道路管理者の権限（道路法第46条 通行の禁止又は制限）

- ・ 権 限：道路の通行を禁止し、又は制限することができる
- ・ 目 的：道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止する
- ・ 適用条件：①道路の破損、欠壊その他の事由に因り交通が危険であると認められる場合
②道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合

交通管理者の権限（道路交通法第6条 警察官等の交通規制）

- ・ 権 限：車両等の通行を禁止し、若しくは制限することができる
- ・ 目 的：①混雑の緩和
②道路における危険防止
- ・ 適用条件：①交通が著しく混雑するおそれがある場合
②道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合

有料道路管理者の権限（一般自動車道供用約款）


- ・ 権 限：自動車道の供用を拒絶
- ・ 目 的： ー
- ・ 適用条件：公の秩序又は善良の風俗に反する場合

今後の感染拡大への対応

感染拡大に備え、

- 1 PCR検査可能数の拡大
- 2 PCR検査体制の拡充
- 3 軽症者療養施設の確保

の3点セットを進める。

		PCR検査可能数	PCR検査体制	軽症者療養施設
これまでの 取組		72件/日→389件/日	帰国者・接触者外来 10施設→28施設	—
今 後 の 取 組	4月下旬	<u>600件/日</u>	事業者、医師会、医療機関、 地元等と調整	
	5月上旬	 段階的に拡充	地域外来・ 検査センター	300室
	5月下旬	<u>1,000件/日</u>	感染者数の動向に対応し 体制拡充を図っていく	

令和 2 年 4 月 23 日

県内への流入抑制対策について

(交通基盤部)

県市長会及び町村会からの緊急要望も踏まえ、他都道府県から静岡県への移動者の流入抑制について、次のとおり対策を行う。

1 道路情報板による周知（すでに実施中）

県が管理する県境付近の道路情報板により、県を跨ぐ移動の自粛を周知している。また、他の箇所の道路情報板でも、不要不急の外出の自粛を周知している。（同様の取組を国土交通省及びNEXCO 中日本も実施中）

2 道路利用者への呼び掛け

県境を跨ぐ主要な道路において、安全管理上、実施が可能な場所と方法を選択し、道路利用者に対し、チラシの配布等により移動の自粛やUターンを直接呼び掛ける。

（具体的な場所や日時等については調整中）

3 主要な施設の閉鎖と情報発信

他都道府県からの流入を招く要因となる道路や公園等のうち、県が管理する施設は可能な限り閉鎖する。市町が管理する駐車場その他の公共施設についても、可能な限り閉鎖することを要請する。

主要な施設を閉鎖することについて、文化・観光施設も含めて広く情報発信し、流入抑制を図る。

（閉鎖施設の代表例）

道路	－富士山スカイライン
都市公園	－富士山こどもの国、浜名湖ガーデンパーク
港湾等	－沼津港大型展望水門「びゅうお」、浜名湖周辺公共マリーナ
野外活動施設	－あさぎり野外活動センター、県立森林公園
文化・観光施設	－富士山世界遺産センター、日本平夢テラス、ふじのくに地球環境史ミュージアム、県立美術館

令和 2 年 4 月 23 日

県内への流入抑制対策について

(スポーツ・文化観光部)

1 概 要

新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、県民や県外からの来訪者に対して、県観光協会ホームページやチラシにより、感染の予防、来訪の自粛等を徹底する。

2 対 策

(1) 県外からの来訪の自粛要請

県外からの観光客に対し、県の観光情報発信サイト「ハローナビしずおか」のトップページに、次の内容を掲載し、来訪自粛を要請する。

<要請事項>

- ・当面の間は、**本県への来訪を自粛いただくよう強く要請する。**
- ・一人ひとりの協力が、御自身や大切な人の命と健康を守ることにつながる。
- ・収束した際には、本県の多彩な魅力とともに、おもてなしの心で、皆様をお迎えする。

(2) 関係機関を通じた感染予防の徹底の要請

関係機関	周知先からのチラシの配布先
市町観光担当課	各市町内の宿泊施設（約 3,000 施設） 観光施設（約 700 施設）
(公社)静岡県観光協会	市町観光協会（70 団体）及び各会員
静岡県ホテル旅館 生活衛生同業組合	各支部（約 70 団体）及び各会員
(一社)静岡県旅行業協会	県内の旅行事業者（約 200 事業者）
交通事業者	鉄道各社（JR、天竜浜名湖鉄道、遠州鉄道、大井川鐵道、静岡鉄道、岳南鉄道、伊豆箱根鉄道、伊豆急行）、駿河湾フェリー (一社)静岡県バス協会（約 80 事業者）
(一社)静岡県ゴルフ場協会	県内ゴルフ場（約 80 施設）

【道路法第46条】 抜粋

道路管理者は、左の各号の一に掲げる場合においては、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

- 一 道路の破損、欠壊その他の事由に因り交通が危険であると認められる場合
- 二 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合

【道路交通法第6条】 抜粋

2 警察官は、車両等の通行が著しく停滞したことにより道路(高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。第四項において同じ。)における交通が著しく混雑するおそれがある場合において、当該道路における交通の円滑を図るためやむを得ないと認めるときは、その現場における混雑を緩和するため必要な限度において、その現場に進行して行く車両等の通行を禁止し、若しくは制限し、その現場にある車両等の運転者に対し、当該車両等を後退させることを命じ、又は第八条第一項、第三章第一節、第三節若しくは第六節に規定する通行方法と異なる通行方法によるべきことを命ずることができる。

4 警察官は、道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、当該道路につき、一時、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。

【一般次道路車道供用約款第11条】 抜粋

当社は次の場合は自動車道の供用を拒絶する

- (1) 法令又は保安上の供用制限の規定に違反する場合
- (2) 供用時間外となる場合
- (3) 他の自動車の通行に著しく支障を及ぼすおそれがある場合
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反する場合
- (5) 天災その他やむを得ない理由により自動車の通行に支障がある場合
- (6) 国又は地方公共団体、若しくはこれに準ずる団体又は当社が地域振興に資すると認める団体の主催する特別な各種催物の場として使用するため一時閉鎖する場合

特措法に基づく緊急事態措置に係る休業要請と支援策(案)

令和2年4月23日(木)

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部

1 措置(多数の方が利用する施設等の休業要請)

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、施設管理者に対し、感染拡大につながるおそれのある施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請する。
(休業要請)

2 措置を実施する期間

令和2年4月25日(土)から5月6日(水)まで

3 措置の対象とする区域

静岡県全域

4 対象施設

施設の種類		内 訳
①	遊興施設等	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、個室付浴場業に係る公衆浴場、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス 等
②	遊技施設	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなどの遊技場、テーマパーク等
③	劇場等	劇場、映画館 等
④	運動施設 (屋内)	フィットネスクラブ、体育館、武道場 等
⑤	集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場 博物館、美術館、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る) ※床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。
⑥	商業施設	生活必需品以外の物品を販売する店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。
⑦	自動車教習所等	自動車教習所、学習塾その他学習支援施設 ※床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（新設）等の概要

- ・ 県は、新型インフルエンザ等対策特別措置法で定める使用制限要請（休業要請）の対象となる施設について、休業要請に協力する中小企業及び個人事業主に対して、協力金を支給する。
- ・ また、地域の実情に応じて独自に休業を要請する市町に対して、県が交付金で支援する。

区 分	県協力金	市町に対する交付金
補助対象者	県の休業要請に協力し休業する 中小企業及び個人事業主 (政令市も対象)	市町（政令市も対象）
対 象 業 種	県が休業要請する施設	県の対象施設以外で 市町が休業要請する施設
具体例	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遊興施設 キャバレー、ナイトクラブ、 カラオケボックス 等 ○ 遊技施設 マージャン店、パチンコ屋、 ゲームセンター 等 ○ 劇場、映画館等 ○ 運動施設（屋内） ○ 生活必需品以外の物品を販売する 商業施設（1,000㎡超のもの） など 	飲食店、宿泊施設 等
補助対象経費	—	事業者の休業に対して市町が 交付した経費
補 助 率	200 千円／事業者	1/2 (上限額：200 千円／事業者)
対 象 期 間	県が休業要請した日（4月25日） から5月6日まで	市町が交付対象とした日 から5月6日まで（遡及可）
そ の 他	事業者ごとに1回限り交付	事業者ごとに1回限り交付

※県の休業要請の対象施設、県の協力金に関する相談等に対応するため、4月24日（金）、県庁内に相談センターを開設する。